

# 県民総合スポーツ大会総則

## 1 趣旨

県民総合スポーツ大会は、健康で明るく豊かな県民生活を築くため、スポーツ・レクリエーションを広く県民の間に普及し、生涯にわたるスポーツ活動を一層活発化するとともに、競技力の向上・県民相互の連帯意識の高揚を図るために開催するものである。

## 2 共催

埼玉県、埼玉県教育委員会、(公財)埼玉県スポーツ協会、埼玉県レクリエーション協会、埼玉県スポーツ推進委員協議会、各市町村、各市町村教育委員会、各市町村体育・スポーツ協会、各市町村レクリエーション協会、(一社)埼玉県障害者スポーツ協会

## 3 大会の推進

### (1) 推進の体制

埼玉県実行委員会を推進の主体とする。

### (2) 推進の組織

埼玉県実行委員会は、埼玉県、埼玉県教育委員会、(公財)埼玉県スポーツ協会、NPO法人埼玉県レクリエーション協会、埼玉県スポーツ推進委員協議会、各市町村、各市町村教育委員会、各市町村体育・スポーツ協会、各市町村レクリエーション協会、(一社)埼玉県障害者スポーツ協会をもって組織する。

## 4 実施方針

### (1) 実施区分

大会を、競技部門・レクリエーション部門・コミュニティ部門の3部門に分けて実施する。

### (2) 総括及びスポーツフェスティバルの実施

埼玉県実行委員会は、3部門の各実施主体への指導・助言・助成等を行うほか、スポーツフェスティバルの実施にあたる。

### (3) 実施主体

#### ア 競技部門

(公財)埼玉県スポーツ協会加盟競技団体・埼玉県中学校体育連盟・埼玉県高等学校体育連盟・埼玉県スポーツ少年団・(一財)埼玉県高等学校野球連盟・埼玉県特別支援学校体育連盟・障害者スポーツ大会関係団体

#### イ レクリエーション部門

NPO法人埼玉県レクリエーション協会加盟種目団体・健康体力づくり諸団体

#### ウ コミュニティ部門

各地区実行委員会・各市町村実行委員会、各市町村大会実施諸団体

#### エ スポーツフェスティバル

県民総合スポーツ大会埼玉県実行委員会

### (4) 実施内容

#### ア 競技部門

(公財)埼玉県スポーツ協会加盟団体の内、国体実施競技団体は、国民体育大会埼玉県予選会を実施する。また、(公財)埼玉県スポーツ協会加盟の全競技団体は、それぞれジュニア男女・中学校男女・高等学校男女・一般男女・シニア男女・特別男女の種別に分けて大会を実施できる。

高等学校野球大会、スポーツ少年団大会、特別支援学校体育大会、ふれあいピック大会、障害者スポーツ大会は、実施関係団体がそれぞれの大会を実施する。

イ レクリエーション部門

NPO法人埼玉県レクリエーション協会加盟種目団体が大会を実施する。  
健康・体力づくり（小学校の支部大会）等を実施する。

ウ コミュニティ部門

各市町村で大会を選んで実施するほか、各地区で大会を実施することができる。

エ スポーツフェスティバル

埼玉県・埼玉県教育委員会・（公財）埼玉県スポーツ協会・NPO法人埼玉県レクリエーション協会・埼玉県スポーツ推進委員協議会等が協力し、県民総参加型のスポーツフェスティバルを開催する。

(5) 実施時期

開催年度の5月1日から翌年の2月末日までとする。

(6) 競技方法

ア 競技部門は、各競技団体の定めた方法により競技を実施する。

イ レクリエーション部門は、各種目団体の定めた方法により実施する。

ウ コミュニティ部門は、各地区実行委員会・各市町村実行委員会並びに各市町村大会実施諸団体の定めた方法により実施する。

5 大会役員

- (1) 大会会長は、埼玉県知事とする。
- (2) その他の役員については別に定める。

6 参加資格

- (1) 開催年度4月30日現在、埼玉県に在住、または在学、もしくは在勤するもの。
- (2) 参加者は、スポーツ傷害保険に加入していること。
- (3) その他の資格については、部門別実施要項による。

7 年齢基準

- (1) 年齢制限については、部門別実施要項による。
- (2) 年齢は、年度の4月2日を基準にする。

8 参加制限

部門別実施要項による。

9 表彰

「表彰規程」による。

10 その他

- (1) 参加申込み方法については、部門別実施要項で定める。
- (2) 部門別実施要項は別に定める。
- (3) 大会役員は、スポーツ傷害保険に加入すること。

附則 この総則は、平成24年4月24日から改正施行する。

附則 この総則は、平成31年4月22日から改正施行する。